

定住自立圏の形成に関する協定書

天理市（以下「甲」という。）と三宅町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）第4に規定する中心市宣言をいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、地域の特性を活かした魅力あふれる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野について、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 前条に規定する政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容並びに甲及び乙の役割は、それぞれ別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- （1）生活機能の強化に関する政策分野（別表第1）
- （2）結びつきやネットワークの強化に関する政策分野（別表第2）
- （3）圏域マネジメント能力の強化に関する政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定の内容を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、それぞれあらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、議会の議決を経たことを証する書類を添えて書面により行うものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（協議）

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定める。

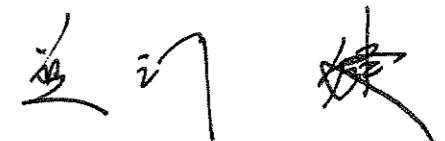
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成27年3月27日

甲 天理市川原城町605番地

天理市

天理市長



乙 磯城郡三宅町大字伴堂689番地

三宅町

三宅町長



別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に関する政策分野

1 教育

(1) 公共施設の相互利用や広域的活用の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の文化活動やスポーツ活動等の場の拡充を図るため、圏域内の文化・体育施設等の相互利用を促進し、利便性の向上を図る。	甲は、乙と連携して、公共施設の相互利用を促進するとともに、甲の住民への周知を図る。	乙は、甲と連携して、公共施設の相互利用を促進するとともに、乙の住民への周知を図る。

(2) 生涯学習やスポーツ活動の振興

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における生涯学習やスポーツ活動の振興を図るため、各種学習機会に関する情報の提供やスポーツ活動の充実、発展に取り組む。	甲は、乙と連携して、生涯学習やスポーツ活動の機会に関する情報を相互に提供し、甲の住民への周知を図る。	乙は、甲と連携して、生涯学習やスポーツ活動の機会に関する情報を相互に提供し、乙の住民への周知を図る。

2 産業振興

(1) 企業立地の推進及び支援

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の雇用機会の確保や産業の活性化を図るため、圏域の持つ魅力や強みなど優位性を最大限に活用し、圏域一体となった企業誘致活動に取り組む。	甲は、企業誘致や既存企業の定着化を図るための支援を充実するとともに、乙と連携して、企業誘致のための効果的な情報発信や企業立地に対する支援措置の積極的なPRを行う。	乙は、企業誘致や既存企業の定着化を図るための支援を充実するとともに、甲と連携して、企業誘致のための効果的な情報発信や企業立地に対する支援措置の積極的なPRを行う。

(2) 広域観光の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内に存在する観光資源の魅力を活かした広域的な観光ルートの検討	甲は、乙と連携して、圏域内に存在する様々な観光資源を活かした広域	乙は、甲と連携して、圏域内に存在する様々な観光資源を活かした広域

を行うとともに、観光情報を共有し、圏域の魅力を圏域内外に発信する。	観光ルートの検討を行うとともに、主要拠点等において観光情報の発信やPR活動等を行う。	観光ルートの検討を行うとともに、主要拠点等において観光情報の発信やPR活動等を行う。
-----------------------------------	--	--

3 環境

(1) 一般廃棄物の効率的な広域処理の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における一般廃棄物の効率的な処理体制を確保するとともに、より一層のごみの減量やリサイクルの推進等に取り組む。	甲は、所有する一般廃棄物処理施設の安定的な処理体制の維持・確保に努めるとともに、乙と連携して、ごみの減量やリサイクルの推進等に取り組む。	乙は、甲の所有する一般廃棄物処理施設の安定的な処理体制を維持・確保するため、必要な協力を行うとともに、甲と連携して、ごみの減量やリサイクルの推進等に取り組む。

4 防災

(1) 地域防災力の充実・強化

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における防災力の向上を図るため、災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定に基づき、圏域内の相互応援体制を強化する。	甲は、甲の地域における防災体制の充実に努めるとともに、乙と連携して、災害発生時に備えた相互応援体制の確立を図る。	乙は、乙の地域における防災体制の充実に努めるとともに、甲と連携して、災害発生時に備えた相互応援体制の確立を図る。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に関する政策分野

1 道路等の交通インフラの整備

(1) 交通結節点機能等の整備

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の鉄道主要駅の結節点機能を向上させることにより、広域的な動きを支える鉄道機能を充実、強化するとともに、新たなにぎわいを創出し、圏域住民の利便性の向上及び圏域の均衡ある発展に取り組む。	甲は、鉄道主要駅の駅前広場、駐車場等を整備することにより、公共交通の結節点となる鉄道駅周辺機能の充実を図るとともに、中心市街地を活性化し、圏域住民の利便性の向上や来街者の回遊促進を図る。	乙は、圏域内における副次拠点として、乙の行政区域内の鉄道主要駅を整備することにより、甲の中心市街地への移動を円滑にするとともに、利便性、回遊性を高める交通環境の充実を図る。

2 地産地消

(1) 特産品等のPR、販路拡大の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の特産品等について、関係団体等と連携し、情報共有を行い、販売戦略を展開するとともに、地域ブランド化の推進を図る。	甲は、圏域内の特産品等の情報を共有し、乙とともに広くPRを行うとともに、圏域内外で開催されるイベント、物産展等に出展するなど、販路拡大に取り組む。	乙は、圏域内の特産品等の情報を共有し、甲とともに広くPRを行うとともに、圏域内外で開催されるイベント、物産展等に出展するなど、販路拡大に取り組む。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に関する政策分野

1 人材育成・交流

(1) 人材育成等の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内職員等の資質の向上と職員間のネットワークを強化するため、合同職員研修等を行う。	甲は、甲が実施する職員研修等に、圏域内職員等の参加の機会を提供するとともに、乙と連携して、合同職員研修等を実施する。また、必要に応じて圏域内で職員交流等を行う。	乙は、乙が実施する職員研修等に、圏域内職員等の参加の機会を提供するとともに、甲と連携して、合同職員研修等を実施する。また、必要に応じて圏域内で職員交流等を行う。

2 外部からの人材確保

(1) 専門的知識を有する外部人材の招へい

取組内容	甲の役割	乙の役割
生活機能の強化に関する政策分野及び結びつきやネットワークの強化に関する政策分野の取組に必要な圏域マネジメント能力を強化するため、専門的知識等を有する人材の確保に取り組む。	甲は、乙と連携して、各政策分野の取組に必要な豊富な知識・経験を有する専門家等を外部から招へいする。	乙は、甲と連携して、各政策分野の取組に必要な豊富な知識・経験を有する専門家等を外部から招へいする。